

大分県との「知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定」

及び「(同協定の実現に関する詳細を定める)覚書」の締結について

協 定

- 協力事項 (1) 知的財産の普及啓発に関する事業
- (2) 知的財産の知識を有する人材の育成に関する事業
- (3) 知的財産に関する相談事業
- 有効期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 締結者 日本弁理士会 会長 奥山 尚一
- 大分県 知事 広瀬 勝貞

覚 書

- 事 業 (1) 知的財産の活用に関するセミナーに関する事業
- (2) 知的財産の活用を支援する人材の育成に関する事業
- (3) 知的財産に関する相談会に関する事業
- (4) その他上記に関連する事業
- 有効期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 締結者 日本弁理士会九州支部 支部長 松尾 憲一郎
- 大分県商工労働部 部長 山本 和徳